

## 小牧岩倉衛生組合監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

令和8年3月9日

小牧岩倉衛生組合  
監査委員 内藤 充

小牧岩倉衛生組合  
監査委員 河内 伸一

### 定期監査の結果について

- 1 監査の対象期間及び実施年月日  
小牧岩倉衛生組合〔総務課、業務課〕  
対象期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日までの所管業務  
実施年月日 令和7年11月26日
- 2 監査の場所 小牧岩倉エコルセンター 中会議室
- 3 監査の方法  
財務に関する事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が、適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。
- 4 監査の結果  
監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、適正に行われていると認められた。